

浜松市文化財サポーター登録制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市内における文化財の維持、継承及び啓発にかかわる活動に携わる浜松市文化財サポーター（以下「文化財サポーター」という。）の登録等に関し必要な事項を定める。

(文化財サポーターの要件)

第2条 文化財サポーターの登録に際しての要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 16歳以上または高校生以上の者。ただし、18歳未満の者が登録する場合、保護者の同意を得ること。
- (2) 文化財に関心があり、浜松市内での文化財に関わる活動について、文化財サポーターとして自らの意志で活動ができる者（浜松市以外に在住する者の登録をさまたげない）

(文化財サポーターの登録)

第3条 文化財サポーターとして活動する場合は、事前に登録をしなければならない。

- 2 登録をしようとする者は、登録申込書（様式1）を市長（文化財課）へ提出する。インターネット上で、所定の入力フォームにより登録申込書（様式1）の必要事項を入力した場合も、登録申込書の提出と認める。
- 3 市長は登録申込書の提出があった場合、要件を審査した上で、文化財サポーター名簿に登録する。
- 4 文化財サポーターは、登録した内容に変更が生じたとき、登録変更申込書（様式2）をもって速やかに市長に届け出なければならない。

(活動)

第4条 文化財サポーターは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 市が行う文化財に関する講座、研修等への参加
 - (2) 市が文化財保護のために行うアンケートなどの情報収集への協力
 - (3) 文化財に関する情報発信
 - (4) 市が行う講座、イベント、展示などの文化財普及活動への支援
 - (5) 浜松市博物館、浜松市地域遺産センター等の文化財関連施設で行う業務の支援
 - (6) 文化財に関わる情報収集・調査、平常時における文化財の見守り・所在確認（文化財パトロール）等の保護活動への支援
 - (7) 災害発生時の文化財等の状況調査と市への連絡、文化財等の救出や応急措置などの救済活動への支援
 - (8) その他、文化財に関する活動
- 2 前項(4)から(8)の活動について、文化財サポーターは、活動しようとする前に、活動日時や内容、活動場所について事前に市と調整を行うこととする。

(更新)

第5条 文化財サポーターとしての登録有効期間は年度ごと（4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする。）とし、次条に規定する事由がない限り、登録有効期間を終了するたびに更新する。

（登録抹消）

第6条 市長は次の各号のいずれかに該当するとき、文化財サポーターの登録を抹消する。

- (1) 文化財サポーターが登録有効期間の途中で登録抹消届（様式3）を市長に提出した場合
- (2) 文化財サポーターが次条に定める遵守事項に反した場合
- (3) 文化財サポーターが活動を行った最終日の翌日を起算日として3年を経過する日が属する年度が終了する日まで、活動がなかった場合
- (4) その他市長が必要と認めたとき

（遵守事項）

第7条 文化財サポーターが活動を行う際は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 浜松市の諸規定法令を遵守すること
- (2) 第4条第1項第5号については、施設の長の指示に従い、施設の運営に支障をきたす行為を行ってはならない。
- (3) 文化財サポーターとしての活動中知り得た個人情報や業務上知り得た秘密を他に漏らし、または不当な目的に利用してはならない。文化財サポーターとしての登録有効期間を終了した場合も同様の扱いとする。

（留意事項）

第8条 文化財サポーターが活動を行う際は、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 活動の際は、文化財等の所有者等の意向に十分配慮し、社会通念の範囲内で失礼のないように心がけること。
- (2) 活動はあくまで任意のものであり、事故等は自己責任となること。活動の内容によっては、ボランティア保険の加入を参加条件とするものがある。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。